

自動車検査証（車検）有効期間満了後の公用車使用について

標記のことにつきまして、農業技術課所管の農業総合センターにおいて、自動車検査証（車検）の有効期間満了日以降に、公用車を使用した事案が発生しましたので、お知らせします。

記

1 公用車使用の概要

農業総合センターの公用車1台が2024年2月11日に車検を満了していたにもかかわらず、その後、11回にわたり県内における業務に使用。

2 発生原因と再発防止策

(1) 発生の原因

- ① 本来であれば、農業総合センターの管理担当者が、定期的かつ能動的に車検時期を確認すべきところ、車修理業者からの車検時期のお知らせに依存^{*}し、確認作業を怠っていた。

（管理者の過失）

※車修理業者が本年度に廃業予定のため、お知らせが来なかった。

- ② 本来であれば、運転者が発車前に車に添付されている検査標章（車検ステッカー）により有効期限を確認すべきところ、確認作業を怠っていた。（運転者の過失）

(2) 再発防止策

- ① 管理者
 - ・車検時期の定期的な確認を徹底。
 - ・見目で期限切れの有無がすぐにわかるよう、運転日誌の表紙等に車検の有効期限を大きく貼り付け。
- ② 運転者
 - ・乗車前の検査標章の有効期間の確認を、指さし確認の実施などにより徹底。運転日誌の表紙等に貼付された有効期限についても合わせて確認を実施。

本資料の詳細についてのお問い合わせ先

農林水産部農業技術課	課長補佐（総括）	大畠 孝一	電話029-301-3867（直通）
総務部管財課	課長補佐（総括）	布瀬 祐二	電話029-301-2375（直通）